

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 26 回 脱税額 14 兆円って、本当？

いよいよ本格的な確定申告の時期を迎える。税務担当官はもちろん、我々税理士も最も忙しいシーズンである。

余計な税金を必要以上に納めることは、全くない。これを我々は「節税」というが、まかり間違い、納めるべき税金を支払わないケースが相変わらず多いようである。うっかり、あるいは解釈の違いで、本来より過小な申告になってしまう場合は「申告漏れ」。これは自ら修正して納め直せば、まだ良いことになっている。しかし、故意、しかも悪意で、明らかに隠蔽、隠匿を実施せしめたものは「脱税」、これは立派な(?)犯罪として、5年以下の懲役、もしくは500万円、または脱税額以下の罰金に処せられることになる。

2001年度、国税庁が、所得税の確定申告をした自営業者を対象に税務調査した約86万7,000人の70%、約62万5,000人、総額9,514億円に及ぶ申告漏れが見つかった。

一人当たりの申告漏れ所得税額の多い業者ワースト3は、1位が貸金業で3,505万円。申告漏れ額だけで、一流企業の優秀なサラリーマンの年収を、大きく上回っている。第2位が風俗業で2,130万円、第3位は病院の2,061万円、以下、屑金卸売業、スナック、バー、弁理士、食肉小売業、葬儀業、人材派遣業となっている。

税務調査で見つからない分も含め、日本全体で申告漏れは、一体、どのくらいあるのだろうか？ 誰でも関心のあるところであるが、心配ご無用、ちゃんと試算している人がいた。元国税庁長官の矢澤氏が83年度に推計方法を発表している。それによると所得税の申告漏れ率、給与所得2.6%、農業・営業・その他事業、不動産所得が20%、譲渡所得が32~38%となっている。一方、法人税は大企業は3%、中小企業が12%程度とあり、これらをベースに2000年度の申告漏れ額を試算すると、なんと14.2兆円(上限値)となるそうである。この金額、平成15年度、東京都の一般会計予算のおよそ2.5倍である。

(門倉貴史著「日本地下経済白書」祥伝舎刊・平成15年より)

本当か否かの真偽は別として、驚きの額である。国民として、社会や国を支える税金の適切なる(法律の定めるところによる)納税は、憲法第30条に規定された「義務」である。やたら身勝手な「権利」ばかり主張する傾向が強いが、最低限の「義務」すら果たせないで、何が民主主義だ。「民主主義ごっこ」にしか見えない日本人は、世界中の、絶好の「笑いの種」になってしまった。そうだとしたら、なんとも情けない。「サムライ」の心を外国人から教わる時代となるのを、認めざるを得ないのかもしれない。何とかしたい、何とかしなくっちゃ、何とかしようよ...こんな焦りを、一人でも多くの日本人が感じて頂く事を願いつつ、筆を置くとする。